

## 総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式について

## 1. 事業者選定方法

本事業における事業者選定方法として、総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式が想定される。選定手法別の主な違いは表のとおりである。

表：事業者選定方法の比較

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	● 評価点の最も高い提案を行った者を落札者とし、落札者と契約を締結する。	● 評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、契約を締結する。
公募時の条件	● 原則、変更不可	● 変更の余地有り
交渉不調	● 落札額の範囲での随意契約が不可能な場合、再入札	● 次順位交渉権利者との交渉
長期債務負担行為	● 債務負担行為の議決は、公告までに行う必要	● 事業者選定後の仮契約締結までに行う
適した分野	● 性能仕様をあらかじめ定めることが容易（単純）な事業 ● 業務の内容・水準が長期的に安定している事業	● 性能仕様をあらかじめ定めることが困難（複雑）な事業 ● 業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業
メリット	● 市側にとって、業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。 ● 公募型プロポーザル方式に比較して、契約を比較的短期間に締結することが可能。	● 優先交渉権者選定後の契約交渉が可能（公民間の適切な役割分担を構築することが可能） ● 優先交渉権者との契約が交渉の結果、困難となった場合、次順位者との交渉が可能。
デメリット	● 基本的に、入札公告後に条件を変更することが難しい。 ● 落札者と契約の締結に至らない場合、随意契約は落札金額の範囲内でなければならぬため、次順位者の提案価格が落札者より高い場合は契約締結が困難であり、再度、入札をやり直すこととなる。	● 優先交渉権者選定後に公募条件の変更に係る協議を行う場合は、総合評価一般競争入札方式に比べて、仮契約までの期間が長くなるおそれがある。 ● 事業者側からも、公募条件の変更に係る協議を求められる可能性がある。

なお、総合評価一般競争入札については地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、以下の事項その他が規定されている。

- 総合評価一般競争入札を行うときは、あらかじめ、落札者決定基準を定めなければならない。
- 落札者決定基準は、入札の公告時に公表しなければならない。
- 落札者決定基準の決定および落札者の決定にあたっては、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

## 2. 発注方式のフロー

総合評価一般競争入札および公募型プロポーザル方式随意契約における主な手続き内容は次のとおりである。

表：主な手続き内容と留意点

	総合評価一般競争入札の場合	公募型プロポーザル方式随意契約の場合
手続き内容	<pre> graph TD     A[業務受託者選定審査委員会設置 (審査基準等の審議)] --&gt; B[入札公告]     B --&gt; C[入札説明書配布]     C --&gt; D[入札参加者資格審査]     D --&gt; E[資格審査結果公表]     E --&gt; F[提案書・入札受付]     F --&gt; G[総合評価]     G --&gt; H[落札者の決定]     H --&gt; I[契約締結] </pre>	<pre> graph TD     A[業務受託者選定審査委員会設置 (審査基準等の審議)] --&gt; B[公募]     B --&gt; C[一次募集要項配布]     C --&gt; D[事前資格審査(一次審査)]     D --&gt; E[一次審査結果公表]     E --&gt; F[二次募集要項配布]     F --&gt; G[二次提案書受付]     G --&gt; H[二次審査]     H --&gt; I[優先交渉権者および次点者 および公表の決定および公表]     I --&gt; J[交渉]     J --&gt; K[契約締結]          L(委員会審査) --&gt; G     L --&gt; H </pre>
留意事項	<p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方式選定理由の明確化</li> <li>・審査基準の明確化</li> </ul> <p>[総合評価一般競争入札の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準を定めようとするときは、二人以上の学識経験<sup>※</sup>を有する者の意見を聴かなければならない(地方自治法施行令第17条の10の2および地方自治法施行規則第12条の3)。</li> </ul>	

※専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人。一般的には当該分野に関わる大学教授や専門家を指す。

### 3. 参考

#### (1) 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(内閣府 2011年改正)

基本的な考え方として、内閣府が示すガイドラインにも示される通り、総合評価一般競争入札を用いた事業者の選定を行うものとしている。(以下抜粋)

民間事業者の選定については、会計法令に基づき、競争性のある随意契約を採用する必要が認められない場合、一般競争入札による事業者選定を行う。一般競争入札においては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により選定を行うものとする(いわゆる「総合評価一般競争入札」)。

#### ② 比較的単純な事業内容

本事業は、学校給食センターを整備し、給食の調理・配送及び施設の維持管理を行う比較的リスクの小さい定型的なサービス購入型事業である。このため、事業に係る条件は、事業者募集段階で比較的明確に提示することが可能である。公募型プロポーザル方式を採用し、優先交渉権者決定後の協議交渉によって事業の条件を決定する必要性は小さいと考えられる。